

## 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中小企業 市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者をいう。ただし、特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業者及び、法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業者については補助対象としない。
  - (2) 賃貸住宅 本市に所在する居住用の賃貸住宅（ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。）
    - ア 社宅、官舎、社員寮等の中小企業又はその関係人から貸与されている住宅
    - イ 市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅
    - ウ 世帯員の2親等以内の親族が所有する住宅（賃貸住宅であるものを含む。）
  - (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃貸住宅の月額賃借料（共益費、管理費、駐車場利用料、光熱水費その他の経費を除いたものに限る。）
  - (4) 移住就職者 市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
    - ア 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に就職したこと。
    - イ 試用期間のある場合は試用期間開始から概ね1年以内に正社員として就職したこと。
    - ウ 第5条の申請（エにおいて同じ。）の時点での年齢が18歳以上であること。
    - エ 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して1年以上本市に居住する意思を有すること。
    - オ 賃貸住宅の名義人であること。
    - カ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の学生、公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと。
    - キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
    - ク 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと。
    - ケ 他の世帯員が過去に中小企業を介して補助金の交付を受けておらず、又は受けようとする者でないこと。
  - (5) 正社員 中小企業に直接雇用されている労働者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
    - ア 労働契約の期間の定めがない者
    - イ 所定労働時間がフルタイムである者
- 2 前項各号に定めのない事項については、市長が別に定める。

(交付目的)

第3条 補助金は、就職を機に本市に移住した者の居住に要する経費の一部を中小企業を介して支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額と第4欄に掲げる額とのいずれか少ない額に12を乗じた額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）以下とする（2年度にわたって交付する場合を含む。）。

（交付申請の時期等）

第5条 補助金の交付申請（以下「申請」という。）は、移住就職者を正社員として雇用した日又は移住就職者が賃貸住宅の賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日から90日以内に行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- （1） 移住就職者を正社員として雇用した中小企業が市税を完納していることについての証明書
- （2） 正社員として雇用した移住就職者の賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- （3） 正社員として雇用した移住就職者の誓約書（様式第4号）

（交付決定の時期等）

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

- （1） 補助金の増額
- （2） 補助金の2割を超える減額

2 第6条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

（検査員による検査）

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第6号の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

- （1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- （2） 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2

号及び様式第3号によるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、家賃支援の支給実績が確認できる書類を添えるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

- 2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第7号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第8号によるものとする。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日（以下「施行日」という。）から施行し、同年4月1日以後に着手した補助事業に適用する。
- 2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年4月1日から施行の日までの間に正社員として雇用され、又は賃貸住宅の賃貸借契約を締結した移住就職者についての同項本文の規定は、「移住就職者を正社員として雇用した日又は移住就職者が賃貸住宅の賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日」とあるのを「この要綱の施行の日」と読み替える。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。
- 4 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助限度額
移住就職者家賃 支援事業	移住就職者を正社員として雇用した 中小企業	補助事業者が正社員として雇用した移住就職者（以下「対象者」という。）が居住する賃貸住宅の家賃（住居手当その他の当該対象者が受け取る家賃についての給付がある場合は、当該給付を除いた後のもの。以下同じ。）の2分の1	移住就職者1人の家賃1月当たり10,000円

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊟

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助金等交付申請書

倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1 補助事業等の名称   | 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金 |
| 2 算定基準額（見込み） | 円                  |
| 3 交付申請額      | 円                  |
- 4 添付書類
- （1）事業計画書
  - （2）収支予算書（に準ずる書類）
  - （3）移住就職者を正社員として雇用した中小企業が市税を完納していることについての証明書
  - （4）正社員として雇用した移住就職者の賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（やむを得ない事情により賃貸住宅の契約者が移住就職者本人でない場合には、本人が家賃を支払っていることがわかる書類を追加すること）
  - （5）正社員として雇用した移住就職者の誓約書

様式第2号（第5条、第9条関係）

倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金事業計画書（事業報告書）

1 申請者

名称		代表者	
所在地		担当者名	
電話番号		主たる業種	
資本金		従業員数	

2 対象者（正社員として雇用した移住就職者）

	氏名 (生年月日)	住所	雇用した日	家賃 A	住居手当等 B	実質家賃 C=A-B
1	( . . )			円/月	円/月	円/月
2	( . . )			円/月	円/月	円/月
3	( . . )			円/月	円/月	円/月

※住居手当等B：補助金に関係なく従業員に支給される住居手当等がある場合に記載してください。

※必要に応じて列を追加してください

3 交付申請額計算表

	①実質家賃 (1Cの額)	②月あたり補助対象経費 (①×1/2) 上限1万円	補助対象期間 (最長1年)	③左のうち 〇〇年度分の月数	交付申請額 (補助対象経費) (②×③)
1	円/月	円	. . ~ . .	箇月	円
2	円/月	円	. . ~ . .	箇月	円
3	円/月	円	. . ~ . .	箇月	円
合計		円			円 (千円未満切り捨て)

※必要に応じて列を追加してください

様式第3号（第5条、第9条関係）

倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金  
収支予算書（収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	備考
市補助金				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること。）

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	備考
計				

## 誓 約 書

年 月 日

（宛先）  
倉吉市長

（正社員として雇用された移住就職者）  
住所  
氏名（自署）

倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金交付要綱（令和4年8月17日付倉吉市生活産業部長決裁。）を理解した上で、（補助事業者）がこの補助金を申請されることに同意しています。
- 就職を機に倉吉市に転入した日から継続して1年以上倉吉市に居住する意思があります。
- 私の世帯は生活保護その他の公的制度による家賃補助を受給していません。
- 私の世帯は倉吉市の市税の滞納はありません。
- 私の世帯は過去にこの補助金の交付を受けておらず、今後も私以外の者がこの補助金に申請しません。
- 私の世帯が居住する賃貸住宅の所有者は、世帯員の2親等以内の親族の所有ではありません。  
賃貸住宅名義人 \_\_\_\_\_ 続柄（ ）
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者のいずれにも該当しません。
- 補助金の申請にあたり私の世帯の市税、住民票等を確認することに同意します。



様

職氏名

〇〇年度倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「移住就職者家賃支援事業」とし、その内容は、年 月 日付けで申請のあった補助金等交付申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、補助金等交付申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金交付要綱（令和4年8月17日付倉吉市生活産業部長決裁、以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあつては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

参考様式（規則様式第2号（規則第12条関係））

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊤

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付倉 第 号で交付決定（内示）のあつた倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助金等の名称 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金
- 2 交付決定（内示）額 円
- 3 変更（中止・廃止）後の額 円
- 4 差 引 円
- 5 変更（中止・廃止）の時期 年 月 日
- 6 変更（中止・廃止）の理由 ○○のため。
- 7 添 付 書 類
  - （1） 変更（中止・廃止）後の事業計画書
  - （2） 変更（中止・廃止）後の収支予算書（に準ずる書類）

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊦

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

補助事業等実績報告書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあつた倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金の  
実績について、倉吉市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称	倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定(ア)	円	円
実績(イ)	円	円
差引(ウ＝ア－イ)	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書（に準ずる書類） 3 家賃支援の支給実績が確認できる書類	

番 号  
年 月 日

様

職氏名

概算払通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払の基準（限度額） 円（補助対象経費のうち12箇月分に相当する額）
- 4 請求書の提出 補助事業者は、概算払を受けたい場合は、 月 日までに補助金等支払請求書を提出してください。
- 5 精算について

補助金の概算払を受けた場合で、補助事業の完了、中止又は廃止があったときは、補助金の精算を行う必要があります。その結果、精算により交付されるべきこととなった補助金の額（以下「精算額」といいます。）を概算払を受けた補助金の額（以下「概算払額」といいます。）が超過しているときは、当該超過している額を返還し、精算額に対して概算払額が不足しているときは、当該不足している額の分の補助金が交付されることとなります。

番 号  
年 月 日

様

職氏名

〇〇年度倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金
- 2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- (1) 確定交付額 金 円
- (2) 算定基準額 金 円
- (3) 交付決定額 金 円

- 3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

参考様式（規則様式第4号（規則第20条関係））

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住所

氏名

㊤

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助金等支払請求書

年 月 日付倉 第 号で交付決定（確定）のあつた倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金の支払について、倉吉市補助金等交付規則第20条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金
- 2 交付決定（確定）額 円
- 3 支払請求額 円
- 4 精算払、概算払の別 ○○払
- 5 添付書類
  - （1） 交付額確定通知書（概算払通知書）の写し
  - （2） 補助金等受入額調書

参考様式（規則様式第5号（規則第20条関係））

補助金等受入額調書

補助金の名称	倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金
交付決定（確定）額	円
受入済額（受領日）	円（ 年 月 日）
	円（ 年 月 日）
	円（ 年 月 日）
今回支払請求額	円
差引支払未請求額	円